

知らない!では済まされない。2019年4月からの法改正のポイントを徹底解説!

弁護士による裁判例の解説とポイント

同一労働同一賃金~企業が取り組むべき課題

上限が月45時間と厳格化

残業時間の上限規制~労働時間の正確な把握を

違反した場合には罰則が科されることも・・・

有給休暇の取得義務化~5日/年以上が義務に



L講師」 太田·小幡綜合法律事務所 上戸悠吏江 YURIE UETO 社会保険労務士

旭川市生まれ、立命館大卒。 2008年太田綜合法律事務所入所。 東京事務所勤務を経て、2019年札幌事 務所へ移動。弁護士法人内の社労士とし て労務の予防的な活動に重点を置いて 活動中 ◎参加申し込み◎

参加ご希望の方は電話・FAX・メールにてお申し込みください。 電話:011-222-3251 FAX:011-222-5127 メール:oota-info@hk-plaza.co.jp

1

を受

主催 太田・小幡綜合法律事務所 法務・会計プラザ お問い合わせ 電話 011-222-3251